

**青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 1 7 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒にかかる規定を見直すほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年条例第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 1 9 条第 1 項第 3 号」を「第 1 9 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 1 9 条第 1 項各号」を「第 1 9 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「申込みにかかる法第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「申込みにかかる法第 1 9 条第 1 号」に、「利用している法第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「利用している同号」に、「特定教育・保育施設の法第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「特定教育・保育施設の同号」に改め、同条第 3 項中「申込みにか

かる法第19条第1項第2号」を「申込みにかかる法第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号」を「特定教育・保育施設の同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第2号」を「利用している同条第2号」に、「定められた法第19条第1項第2号」を「定められた法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に、「法第19条第1項第1号または第2号」を「同号または同条第2号」に改め、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分にかかる利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分にかかる利用定員の総数」とを削る。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同条第1号」に、「定められた法第19条第1項第1号」を「定められた法第19条第1号」に改め、同条第3項中「申込みにかかる法第19条第1項第1号」を「申

込みにかかる法第19条第1号」に、「申込みにかかる法第19条第1項第2号」を「申込みにかかる法第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」に、「法第19条第1項第1号または第2号」を「同条第1号または第2号」に改め、「第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分にかかる利用定員の総数」との次に「、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と」を加える。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「申込みにかかる法第19条第1項第3号」を「申込みにかかる法第19条第3号」に、「特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号」を「特定地域型保育事業所の同号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「申込みにかかる法第19条第1項第1号」を「申込みにかかる法第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号または第3号」を「同号または同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と」を加え、「対象となる法第19条第1項第1号」を「対象となる法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。